



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則（経営金融課） 1
- 沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地推進課） 2
- 沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地推進課） 3
- 沖縄県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（労政能力開発課） 3

告 示

- 沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程の一部を改正する告示（経営金融課） 3
- 沖縄県立奥武山総合運動場の利用料金の承認（スポーツ振興課） 4

訓 令

- 沖縄県障害者職業訓練アドバイザー、職業訓練支援者及び訓練補助員設置規程の一部を改正する訓令（労政能力開発課） 11
- 沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（文化振興課） 11

規 則

沖縄県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則28号

沖縄県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則

沖縄県小規模企業者等設備導入資金貸付規則（昭和47年沖縄県規則第118号）の一部を次のように改正する。

第1条中「財団法人」を「公益財団法人」に改める。

第4条第2項中「業務方法書」を「業務の方法に関する規程」に改める。

第8条の見出しを「（事業の変更等）」に改め、同条中「第1条に定める」を「第5条により貸付決定の通知を受けた」に、「及び設備貸与事業を」を「又は設備貸与事業を変更、」に、「小規模企業者等設備導入資金貸付対象事業中止（廃止）届出書」を「小規模企業者等設備導入資金貸付対象事業変更・中止・廃止届出書」に改める。

第10条第1項中「沖縄開発庁沖縄総合事務局長」を「内閣府沖縄総合事務局長」に改める。

第1号様式中「業務方法書」を「業務の方法に関する規程」に改める。

第4号様式中「財団法人」を「公益財団法人」に、

「第4条 乙は、債務の履行期限を遅滞したときは、延滞額につき年10.75パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数に応じた延滞金を甲に支払わなければならない。」

第5条 この契約締結のために必要な経費は、乙の負担とする。

第6条 この契約について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

第7条 この契約成立の証として、甲乙記名押印し、それぞれ一通を保持する。」

「第4条 乙は、設備資金貸付事業により資金の貸付けを受けた者から、支払期日前に設備資金貸付事業に係る貸付金の全部又は一部の支払を受けたときは、支払を受けた額のうち設備資金の額に相当する金額、又は設備貸与事業により設備貸与を受けた者から、支払期日前に設備貸与事業の対価の全部又は一部の支払を受けたときは、支払を受けた額のうち設備貸与資金の額に相当する金額を原則として、公社が支払を受けた日の属する会計年度の末日までに速やかに償還しなければならない。

2 乙が、前項の規定により繰上償還を行った場合における毎回の返済金額は、第1条第5号及び前条の規定にかかわらず繰上償還した年度の属する年度における未償還金額合計の等分額とする。

第5条 乙は、債務の履行期限を遅滞したときは、延滞額につき年10.75パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数に応じた延滞金を甲に支払わなければならない。

第6条 この契約締結のために必要な経費は、乙の負担とする。

第7条 この契約について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

第8条 この契約成立の証として、甲乙記名押印し、それぞれ一通を保持する。」

第5号様式中「変更（中止）」を「変更・中止・廃止」に、「2 中止の期間」を「2 変更の内容
3 中止の期間」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第29号

沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県企業立地促進条例施行規則（昭和57年沖縄県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「この条において」を削る。

第7条第2項中「2の項」の次に「、3の項」を加え、「3の項」を「4の項」に、「同表第4の項」を「同表第5の項」に改める。

第14条第1項中「及び2の項」を「、2の項及び3の項」に、「同表第3の項」を「同表第4の項」に、「同表第4の項」を「同表第5の項」に改める。

第15条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第1の3の項の投下固定資産取得費補助金については、2回以内に分けて交付を行うものとする。

別表第1の1の項中「取得に要した経費」の次に「（3の項の用地の取得に要した経費を除く。以下2の項において同じ。）」を加え、同表中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

<p>3 特別自由貿易地域において、製造業、倉庫業又はこん包業に属する事業を営む者（特別自由貿易地域内で設立された法人に限る。）</p>	<p>次に掲げる要件を満たす者 (1) 平成27年3月31日までに、第7条第1項の指定を受け、3,000平方メートル以上の用地の取得（賃借を除く。以下この項において同じ。）をした者 (2) (1)に規定する用地の取得をした日から当該用地において2年以内に特定工場等</p>	<p>特定工場等の設置に要した用地の取得に要した経費（1の項及び2の項の投下固定資産（用地に限る。）の取得に要した経費を除く。）</p>	<p>1 助成要件(1)及び(2)を満たした場合、助成対象経費欄に規定する経費に係る投下固定資産取得費補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に100分の25を乗じて得た額とする。 2 助成要件(1)、(2)及び(3)を満たした場合、助成対象経</p>
--	--	--	--

	を設置し、操業又は営業を開始した者 (3) (2)に規定する操業又は営業の開始後2年を経過する日までに法第44条の認定を受けた者	費欄に規定する経費に係る投下固定資産取得費補助金の額は、予算の範囲内において、1に規定する補助金の額に、補助対象経費に100分の25を乗じて得た額を加えるものとする。
--	---	---

第9号様式中「(8) 公害防止計画」を「(8) 公害防止計画
(9) 特別事業認定(写し)」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第30号

沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和63年沖縄県規則第39号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

別表の2の(1)の表1,000平方メートルタイプ工場使用料の項中「800,000円」を「550,000円」に改め、同表1,500平方メートルタイプ工場使用料の項中「1,200,000円」を「750,000円」に改め、同表2,000平方メートルタイプ工場使用料の項中「1,600,000円」を「1,100,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第31号

沖縄県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

沖縄県訓練手当支給規則(昭和52年沖縄県規則第53号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「応じて」の次に「40日分を限度として」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に受給資格を認定された者の受講手当について適用し、同日前に受給資格を認定された者の受講手当については、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第214号

沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程の一部を改正する告示

沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程（昭和58年沖縄県告示第469号）の一部を次のように改正する。

第1条中「財団法人」を「公益財団法人」に改める。

第2条及び第4条第2項中「業務方法書」を「業務の方法に関する規程」に改める。

第8条の見出しを「（事業の変更等）」に改め、同条中「第1条に定める」を「第5条により貸付決定の通知を受けた」に、「中止し、」を「変更、中止」に、「機械類貸与事業中止（廃止）届出書」を「機械類貸与事業変更・中止・廃止届出書」に改める。

第1号様式中「業務方法書」を「業務の方法に関する規程」に改める。

第4号様式中「財団法人」を「公益財団法人」に、

「第4条 乙は、債務の履行期限を遅滞したときは、延滞額につき年10.75パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数に応じた延滞金を甲に支払わなければならない。

第5条 この契約締結のために必要な経費は、乙の負担とする。

第6条 この契約について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

第7条 この契約成立の証として、甲乙記名押印し、それぞれ一通を保持する。」

「第4条 乙は、機械類貸与事業により機械類の貸与を受けた者から、支払期日前に機械類貸与事業の対価の全部又は一部の支払を受けたときは、支払を受けた額のうち県からの貸付に相当する金額を原則として、公社が支払を受けた日の属する会計年度の末日までに速やかに償還しなければならない。

2 乙が、前項の規定により繰上償還を行った場合における毎回の返済金額は、第1条及び前条の規定にかかわらず繰上償還した年度の属する年度における未償還金額合計の等分額とする。

第5条 乙は、債務の履行期限を遅滞したときは、延滞額につき年10.75パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数に応じた延滞金を甲に支払わなければならない。

第6条 この契約締結のために必要な経費は、乙の負担とする。

第7条 この契約について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

第8条 この契約成立の証として、甲乙記名押印し、それぞれ一通を保持する。」

第5号様式中「変更（中止）」を「変更・中止・廃止」に、「2 中止の期間」を「2 変更の内容 3 中止の期間」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄県告示第215号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）第14条第3項の規定により、奥武山総合運動場の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 奥武山総合運動場
- 2 指定管理者 株式会社トラステック 那覇市宇小禄303番地
- 3 利用料金の適用年月日 平成24年4月1日
- 4 利用料金の額
 - (1) 奥武山陸上競技場
 - ア 専用利用の利用料金

区 分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,620円	2,620円	5,250円	780円
		一般・学生	5,250円	5,250円	10,500円	1,570円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒又は一般・学生の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額（当該入場料に係る消費税の額を含む。以下同じ。）に100を乗じて得た額を加算した額			
同上の練習のために専用する場合			アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合の児童・生徒又は一般・学生の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額の2分の1の額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合		10,500円	10,500円	21,000円	3,150円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に200を乗じて得た額を加算した額			

イ 個人及び団体練習の利用料金

区 分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	17時～21時	回数券(11枚)
個人利用	児童・生徒		40円	40円	40円	400円
	一般・学生		80円	80円	80円	800円
団体利用	50人以上100人未満の場合		一人につき個人利用の児童・生徒又は一般・学生の区分及び時間又は回数券の区分に応じた利用料金の額に10分の9を乗じて得た額			
	100人以上200人未満の場合		一人につき個人利用の児童・生徒又は一般・学生の区分及び時間又は回数券の区分に応じた利用料金の額に10分の8を乗じて得た額			
	200人以上の場合		一人につき個人利用の児童・生徒又は一般・学生の区分及び時間又は回数券の区分に応じた利用料金の額に10分の7を乗じて得た額			
利用者が利用の際、屋外照明を点灯している場合の加算額	児童・生徒		1人1回につき30円			
	一般・学生		1人1回につき60円			

ウ 施設設備の利用料金

区 分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置			1,050円	1,050円	2,100円	520円
屋外照明（専用利用の場合）	児童・生徒	全点灯	1時間につき1,260円			
		2分の1点灯	1時間につき630円			
	一般・学生	全点灯	1時間につき2,520円			

		2分の1点灯	1時間につき1,260円
--	--	--------	--------------

エ 用具の利用料金

種 類	利用料金の額	種 類	利用料金の額
棒高跳用一式	100円	着地測定器	100円
走高跳用一式	100円	移動障害物一式	100円
決勝審判台	100円	上記以外のもの1点につき	40円

(2) 奥武山補助競技場
専用利用の利用料金

区 分	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	1,200円	1,200円	2,400円	340円
その他の催物に専用する場合	2,410円	2,410円	4,820円	720円

(3) 奥武山庭球場

ア 専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額 (1面につき)			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	680円	680円	1,360円	180円
	一般・学生	1,400円	1,400円	2,800円	380円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒又は一般・学生の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			

イ 個人練習の利用料金

区 分	利用料金の額 (1面につき)	
	9時～17時	時間外 (1時間につき)
児童・生徒	1時間につき160円	180円
一般・学生	1時間につき340円	380円

ウ 施設設備の利用料金

種 類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	630円	630円	1,260円	310円
会議室	260円	260円	520円	125円
シャワー	1人1回につき20円			
器具	1点につき40円			

屋外照明	1面1時間につき160円
------	--------------

(4) 奥武山水泳プール

ア 専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額
入場料を徴収しない場合	25メートルプール	1時間につき900円
	50メートルプール	1時間につき1,920円
	飛込みプール	1時間につき1,920円
入場料を徴収する場合	50メートルプール	徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額
	飛込みプール	徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額

イ 個人及び団体練習の利用料金

区 分		利用料金の額	
個人利用	児童・生徒	1人2時間につき100円	回数券(11枚)1,000円
	一般・学生	1人2時間につき200円	回数券(11枚)2,000円
団体利用	50人以上100人未満の場合	一人につき個人利用の児童・生徒又は一般・学生の区分に応じた利用料金の額に10分の9を乗じて得た額	
	100人以上200人未満の場合	一人につき個人利用の児童・生徒又は一般・学生の区分に応じた利用料金の額に10分の8を乗じて得た額	
	200人以上の場合	一人につき個人利用の児童・生徒又は一般・学生の区分に応じた利用料金の額に10分の7を乗じて得た額	

ウ 施設設備の利用料金

種 類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,050円	1,050円	2,100円	520円
会議室	520円	520円	1,050円	520円

(5) 武道館

ア 専用利用の利用料金

(ア) アリーナ棟

区 分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	14,470円	14,470円	28,950円	3,970円
		一般・学生	17,660円	17,660円	35,320円	4,850円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒又は一般・学生の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			

その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	24,020円	24,020円	48,040円	6,600円
		営利を目的とする場合	99,450円	99,450円	198,910円	27,340円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の営利を目的としない場合又は営利を目的とする場合の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額			

備考 利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。

(イ) 錬成道場棟

区 分				利用料金の額			
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	錬成道場(各階ごと)	3,930円	3,930円	7,870円	1,080円
			トレーニングルーム	3,420円	3,420円	6,840円	940円
			相撲場	1,570円	1,570円	3,150円	530円
			クライミングウォール	590円	590円	1,190円	200円
	一般・学生	錬成道場(各階ごと)	4,990円	4,990円	9,990円	1,370円	
		トレーニングルーム	5,200円	5,200円	10,410円	1,420円	
		相撲場	2,100円	2,100円	4,200円	680円	
		クライミングウォール	790円	790円	1,580円	260円	
入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の錬成道場、トレーニングルーム、相撲場又はクライミングウォール及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した額				
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	錬成道場(各階ごと)	6,130円	6,130円	12,260円	3,370円
		営利を目的とする場合	錬成道場(各階ごと)	25,500円	25,500円	51,000円	7,000円
	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の営利を目的としない場合又は営利を目的とする場合の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に20を乗じて得た額を加算した額			

イ 個人練習の利用料金

区 分	利用料金の額	
児童・生徒	2時間につき90円	回数券(11枚)900円
一般・学生	2時間につき160円	回数券(11枚)1,600円

ウ 施設設備の利用料金

(ア) アリーナ棟

種 類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
大型映像装置	11,890円	11,890円	23,790円	3,260円
場内放送装置	1,180円	1,180円	2,370円	580円
場内音響装置	10,840円	10,840円	21,690円	2,980円
役員室	310円	310円	630円	100円
控室	310円	310円	630円	100円

(イ) 錬成道場棟

種 類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,180円	1,180円	2,370円	580円
会議室	560円	560円	1,130円	160円
研修室	560円	560円	1,130円	160円
修養室	310円	310円	630円	100円
役員室 (相撲場)	310円	310円	630円	100円

エ 用具の利用料金

種 類	利用料金の額 (1回につき)	種 類	利用料金の額 (1回につき)
電光表示装置一式	520円	卓球台一式	100円
ハンドボールゴール一式	210円	バレーボール用支柱一式	100円
移動式バスケット台一式	210円	長机 1台	50円
バドミントン用支柱一式	100円	椅子 1脚	10円

オ 冷房利用料金 (専用利用の場合)

(ア) アリーナ棟

区 分	利用料金の額 (1時間につき)
アリーナ	11,670円
役員室	100円
控室	100円

(イ) 錬成道場棟

区 分	利用料金の額 (1時間につき)
錬成道場 (各階ごと)	1,680円
トレーニングルーム	530円

会議室	160円
研修室	220円
修養室	100円
役員室（相撲場）	100円

(6) 奥武山弓道場

ア 専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	17時～21時
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,360円	2,360円	4,730円	3,150円
	一般・学生	3,150円	3,150円	6,300円	4,730円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒又は一般・学生の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			

イ 個人練習の利用料金

区 分		利用料金の額		
		9時～13時	13時～17時	17時～21時
児童・生徒		110円	110円	170円
一般・学生		230円	230円	330円

(7) 糸満球技場

ア 専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合		1,200円	1,200円	2,400円	340円
その他の催物に専用する場合		2,410円	2,410円	4,820円	720円

イ 個人及び団体練習の利用料金

区 分	利用料金の額
個人及び団体	陸上競技場の個人及び団体練習の利用料金の額に準じた額

ウ 施設設備の利用料金

区 分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
会議室		260円	260円	520円	100円
シャワー		1人1回につき20円			

(8) ライフル射撃場

ア 専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	4時間につき8,350円
	一般・学生	4時間につき16,700円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒又は一般・学生の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額

イ 個人練習の利用料金

区 分	利用料金の額		
児童・生徒	2時間につき220円	回数券（11枚）2,200円	定期券（1年）11,000円
一般・学生	2時間につき440円	回数券（11枚）4,400円	定期券（1年）22,000円

訓 令

沖縄県訓令第36号

商 工 労 働 部

沖縄県障害者職業訓練アドバイザー、職業訓練支援者及び訓練補助員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県障害者職業訓練アドバイザー、職業訓練支援者及び訓練補助員設置規程の一部を改正する訓令
 沖縄県障害者職業訓練アドバイザー、職業訓練支援者及び訓練補助員設置規程（平成16年沖縄県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「知的障害者職業訓練事業」を「障害者職業訓練事業」に改める。

第3条第2項第1号中「職業生活」を「知的障害者が職業生活」に改め、同項第3号及び同条第3項第2号中「知的障害者職業訓練事業」を「知的障害者の職業訓練」に改める。

第7条第3項中「一般職の職員」を「職員の勤務時間」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第37号

文化観光スポーツ部

沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程（昭和61年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

就職支援アドバイザー	就職等の相談及び助言、就職ガイダンス等に関する業務
------------	---------------------------

第6条第3項を削り、同条第2項中「、24日以内」を「24日以内と、スクールカウンセラーの1年の勤務日数は48日以内」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「、16日以内」を「16日以内と、就職支援アドバイザーの1月の勤務日数は12日以内」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

嘱託員の勤務場所は、大学とする。

第6条第4項中「前3項の場合において」を「嘱託員の勤務時間は」に、「第3条及び第7条に規定する一般職の職員の週休日及び休日の出勤は、できるだけ避けるものとする」を「の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8</p>
---	---